

居宅介護支援事業所重要事項説明書

介護保険法の定めるところにより、当該事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	医療法人社団 秀和会
事業者の所在地	札幌市厚別区もみじ台東4丁目2番7号
法人種別	医療法人社団
代表者氏名	中木村 繁
電話番号	011-897-0053

2. ご利用の事業所

事業所の名称	医療法人社団 秀和会 ファミリークリニックこころ居宅介護支援事業所
事業所の所在地	札幌市厚別区もみじ台4条2丁目2番7号
管理者の氏名	松本 忠幸
電話番号	011-887-8171
ファクシミリ番号	011-897-0868
指定年月日	令和04年07月01日
指定事業所番号	0170515175

3. 事業目的

事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

4. 運営方針

- 事業の実施に当たり事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 事業の実施に当たり利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 事業の実施に当たり利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、その提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう公正中立に行う。
- 事業の実施に当たり関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設、医療機関等との連携に務める。

5. 職員の職種及職務内容

職 種	資格	常勤専 従	常勤兼 務	非 常 勤 専従	非常勤 兼務	備 考
管理者	主任介護 支援専門員	—	1名	—	—	介護支援専門・事務長と兼務する
介護支援専 門員	介護支援 専門員	1名 以上	—	—	—	
介護支援専 門員	介護支援 専門員	—	—	1名	—	医療相談員と兼務する

6. サービス提供時間

営業時間	月曜日から金曜日 9:00 ~ 17:30
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29~1/3）
その他	利用者等の状況に応じて、営業時間以外でも対応可能である 携帯電話転送にて24時間連絡可能な体制をとる

7. 通常の事業の実施地域

札幌市厚別区 清田区（平岡公園東・平岡・里塚緑ヶ丘・里塚のみ）・白石区（川下・川北・平和通南北・本郷通南北のみ）・北広島市（虹ヶ丘・西の里・北の里・大曲のみ）・江別市（大麻・野幌のみ）

8. 利用料等

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

ア. 基本料金（居宅介護支援費Ⅱ）

区分	取扱い件数	要介護1・2	要介護3・4・5
i	45件未満	11088円/月	14406円/月
ii	45件以上60件未満	5554円/月	7187円/月
iii	60件以上	3328円/月	4308円/月

イ 加算

(1) 初回加算

初回に介護サービスを作成する場合

要介護1・2・3・4・5
3063円／月

(2) 入院時情報提供加算

区分	状況	要介護1・2・3・4・5
I	入院した日の内に病院又は診療所に情報提供した場合 *入院日以前の情報提供を含む *営業時間終了後または、営業日以外の日に入院した場合 入院日の翌日を含む	2552円／月
II	入院した日の翌日または翌々日に病院又は診療所に情報提供した場合 *営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む	2042円／月

(3) 退院・退所加算

医療機関・施設職員と面談し、情報提供を受けサービス計画作成しサービス調整した場合

要介護1・2・3・4・5		
	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	4594円／回	6126円／回
連携2回	6126円／回	7657円／回
連携3回		9189円／回

(4) 緊急時居宅カンファレンス加算

医療機関の求めにより、職員と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

要介護1・2・3・4・5
2042円／回

(5) ターミナルケアマネジメント加算

終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合

要介護1・2・3・4・5
4084円／月

(6) 通院時情報連携加算

- ・利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする
- ・利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診療を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

要介護1・2・3・4・5
510円／月

ウ. 減算

(1) 特定事業所集中減算

要介護1・2・3・4・5
2042円の減算／月

*算定要件

正当な理由なく、前6か月間に作成されたケアプランに位置づけられた居宅サービスのうち、訪問介護サービス等それぞれについて、特定事業所割合が80%以上である場合に減算。ただし、ケアプラン数が一定数以下である場合等一定の条件を満たす場合を除く

(2) 運営基準減算

区分	状況	要介護1・2・3・4・5
I	算定要件に該当	基本料金の50%を算定
II	上記減算が2ヶ月以上継続	算定しない

*算定要件

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合に減算する

- ① 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求められることや、居宅サービス計画に位置づけられた指定居宅サービ

ス事業者等の選定理由の説明を求められることを文書により説明・交付を行っていない場合

- ② 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合と、前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの各事業所における提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合を文書により説明・交付を行っていない場合
- ③ 居宅サービス計画の新規作成・変更のためのアセスメントにあたり、介護支援専門員が利用者の居宅を訪問し、利用者やその家族に面接をしていない場合
- ④ 居宅サービス計画の新規作成・変更にあたり、介護支援専門員がサービス担当者会議を開催していない場合
- ⑤ 居宅サービス計画の新規作成・変更にあたり、介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容について、利用者またはその家族に説明し、利用者からの同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者と担当者に交付していない場合
- ⑥ 居宅サービス計画作成後、モニタリングにあたり、介護支援専門員が1月に1回、利用者の居宅を訪問して利用者に面接をしていない場合
- ⑦ 居宅サービス計画作成後、モニタリングにあたり、介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合

* モニタリングについて

以下の要件を満たした上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリング(オンラインモニタリング)が可能

1. 利用者の同意を得ること。
2. サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - 利用者の状態が安定していること。
 - 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）
 - テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
3. 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。

(3) 業務継続計画未策定事業所に対する減算

- * 13.業務継続計画の策定等の基準に適合していない場合
(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)

(4) 高齢者虐待防止措置未実施減算

- * 12.虐待の防止についての基準に適合していない場合
(所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算)

9. 秘密保持

- (1) 事業者の介護支援専門及び従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
(2) 事業者は利用者等から同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者等の個人情報は使いません。

10. 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
(2) 当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をする。
(3) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う
(4) 事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

11. 苦情処理体制

- (1) 相談窓口・苦情対応窓口は次のとおりです

連絡先	ファミリークリニックころ 居宅介護支援事業所 電話番号 011-887-8171
相談苦情担当責任者	管理者 松本 忠幸

- (2) ファミリークリニックころ居宅介護支援事業所以外でも下記の窓口でも相談・苦情をお受けします

北海道国民健康保険連合会 介護保険課企画・苦情係	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階 電話番号 231-5175 F A X 番号 233-2178 営業時間 月～金曜日 午前8時45分～午後5時
札幌市介護保険課	所在地 札幌市中央区北1条西2丁目 電話番号 211-2972 F A X 番号 218-5117 営業時間 月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分

- (3) 処理手順

苦情があった際には、詳しい状況を聞かせていただき、その内容や状況を分析し、検討させていただきます。施設全体での対応が必要と判断される場合には、管理職会議等を開催し検討いたします。検討結果に基づき速やかに具体的な返答をいたします。もし、返答が遅れる際にはその旨の連絡をいたします。

12. 虐待の防止について

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 松本 忠幸
-------------	-----------

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③ 虐待防止のための指針の整備をしています。

(2) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13. 業務継続計画の策定等

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

14. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

15. 身体拘束の適正化

事業所は利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

16. 担当職員

担当する介護支援専門員は（氏名： 菅原 淳）です。

17. 担当職員の変更

変更の申し出は何時でも可能です。

18. 居宅介護支援の提供開始時に文章交付での説明が必要な項目について

別紙1を参照の事

本書面に基づき、介護支援専門員（氏名：菅原 淳）からファミリークリニックこころ居宅介護支援事業所重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

【利用者】 氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____ F A X _____

【署名代行者】（利用者との関係： _____ ）

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____ F A X _____

署名代行の理由 _____

【指定居宅介護支援事業者】

事 業 者 ファミリークリニックこころ 居宅介護支援事業所

住 所 札幌市厚別区もみじ台東4丁目2番7号

電話番号 011-887-8171 F A X 011-897-0868

管 理 者 松 本 忠 幸 印